

基本施策 2-1

切れ目ない健康づくりの推進

目標 (目指す姿)

市民一人ひとりが健康の大切さを認識し、生涯を通じて健康づくりに取り組み、安心して自分らしく生きることを目指します。

現状と課題

- 健康寿命^{*}の推移は、増減を繰り返しながら延伸傾向にありますが、平均寿命との差は、男性で1年半、女性で3年半あるという現状であり、自立した生活を送る期間を延ばすことが重要です。
- 松本市民の死因別死亡率は、2008年1位「悪性新生物」2位「心疾患」3位「脳血管疾患」だったものが、2018年は、1・2位は変わらず、3位が「老衰」となっています。
- フレイル^{*}要因になる痩せリスク(BMI^{*}18.5未満)の割合が国・県と比べて高い傾向にあり、身近な地域においてフレイル予防の取組みが必要です。
- 高齢期の疾病予防の観点から、健康保持の基本となる口腔機能の維持に向けた取組みを、幼児期から世代の隙間なくアプローチすることが必要です。
- 市民一人ひとりが生活習慣病を予防するため、運動や適切な食事に心がけ、自ら進んで健康づくりに取組めるよう、支援することが必要です。
- 喫煙率は、国・県と比べると低い傾向にはありますが、母親の喫煙率は子どもの年齢が上がるにつれ増加し、父親の喫煙率は下がらないのが現状です。
- 自殺死亡率は年々減少傾向にありますが、若い世代の自殺死亡率が高い傾向にあります。

SDGs 関連するゴール ▶▶▶



重点戦略

ゼロカーボン

歩きや自転車利用の推進による人と環境の健康づくり

DX

データに基づいた健康づくり、市民による健康情報の有効活用
情報発信の強化
オンライン相談、オンライン健診

▶ 用語

健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。(WHO定義) (厚生労働省「健康寿命の算定方法の指針」に基づき介護保険データを用いて算定) **フレイル** 加齢に伴い体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態のことです。放置すると要介護状態になる危険性が高まります。

成果指標

指標	現状値	目標値 (R7)
健康寿命	男性80.33歳、女性84.30歳 (H29)	男性81.03歳、女性85.0歳 (R5)
新規糖尿病性腎症患者数 (国保)	0.868人/千人	0.8人/千人
人口10万人当たりの自殺死亡率	16.8人/10万人 (H27~R元の平均)	13.6人/10万人 以下
特定健診の受診率	41.2%(R元)	60%
進行した歯周炎を有する人数の割合	40歳代41.3% 60歳代54.8%	40歳代25% 60歳代45%

施策の方向性

健康寿命の延伸

健康寿命の延伸を目指し、疾病予防と介護予防に取り組みます。保健所が設置されたことにより、今までの「健康をつくる」施策と「健康を守る」施策を融合し、全世代を対象に切れ目ない健康施策を進めます。

検診受診率向上の取組み

死因の1位である「悪性新生物」及び2位「心疾患」の早期発見のため、各種検診の受診率向上を図ります。また、市民が自身の健康状態を把握できるように特定健診等の受診を働き掛けます。

フレイル予防の推進

身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場を活用して保健事業と介護予防を一体的に実施し、フレイル状態の予防を進めます。

生涯にわたる口腔ケアの推進

全身の健康保持増進の基本となる口腔機能の維持を図るため、幼児期から高齢期まで世代に合わせた口腔ケアの普及推進を図ります。

データに基づいた健康づくり

保健所設置に伴い、新たに配置される医療専門職とともに、既存の医療・介護・健診データの分析を進め、科学的根拠に基づく施策の推進と、市民自らがそのデータを活用できる環境整備を進めます。

受動喫煙の防止

喫煙の問題について啓発を強化するとともに、禁煙相談・継続支援を推進します。また、子どもや若者に初めの1本を吸わせない取組みを進めます。

自殺予防対策の推進

若者が健康情報を入手しやすく、かつ相談しやすいように、ICTを活用するとともに、各種相談機関、NPO等と多面的な相談体制の構築を進めます。

主な事業

- 松本市健康づくり計画
- がん検診5か年計画推進事業
- 保健事業と介護予防事業の一体的実施
- データヘルス計画推進事業
- 受動喫煙防止推進事業
- 自殺予防対策推進事業

▶ 関連計画

松本市健康づくり計画
「スマイルライフ松本21」
松本市がん検診5か年計画
松本市データヘルス計画
松本市自殺予防対策推進計画

BMI Body Mass Indexの略で、大人の体格(身長・体重のバランス、「肥満」や「やせ」など)を示す目安になるものです。計算式は「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」

基本施策

2-2

保健衛生・生活衛生の充実

目標
(目指す姿)

市民の生命・身体の保全と心身の健康づくり等、保健衛生の充実を図り、これまで以上に安全で安心して暮らせるまちを目指します。

現状と課題

- ・中核市移行により、今まで市が実施してきた保健事業と、県から移譲される感染症対策や難病支援等の事業を一体的に行うことで、子育てから医療・介護までの切れ目のないサービスの提供を行うことが可能になりました。
- ・コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等感染症などの新たな感染症への対策が求められています。
- ・安全な生活を求める市民の意識が高まる中、食品の安全性の確保や生活衛生施設が安心して利用できる環境が求められています。
- ・動物愛護や適正飼養について、意識の高揚が求められています。

SDGs 関連するゴール ▶▶▶



重点戦略

ゼロカーボン

- ・保健所を始めとした各施設における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化
- ・熱中症への対応など気候変動適応策の充実

DX

- ・手続きのオンライン化
- ・ビッグデータ、AIの活用推進、健康情報分析、市民による健康情報の有効活用
- ・情報発信の強化

成果指標

指標	現状値	目標値 (R7)
健康寿命 (再掲)	男性80.33歳、女性84.30歳 (H29)	男性81.03歳、女性85.0歳 (R5)
生活衛生にかかる健康危機事象発生件数	3件	0件

施策の方向性

・保健衛生の推進

松本市保健所を設置し、感染症予防、精神保健、難病患者等療養支援、食品と生活衛生の安全確保、動物愛護・適正飼養等の施策を、より専門的な立場から、迅速、かつ地域の実情に沿って実施します。

・健康情報分析による施策立案

松本市の健康課題の総合分析や感染症発生動向調査等を通じて、科学的根拠に基づく健康施策の企画・立案を行い、地区の特性や課題に合わせた健康づくり・個別支援、地区組織活動の支援を行います。

・感染症の予防

感染症に対する正しい知識の普及・啓発、感染症の予防・感染拡大防止に向けた体制の整備を進めます。

・食の安全確保

食品衛生や食肉検査業務による食の安全・安心の確保に努めます。

・動物愛護の推進

施設の環境衛生に係る監視指導や動物愛護の推進・適正飼養の指導等の生活衛生業務を実施します。

主な事業

- ・感染症予防事業
- ・難病や精神疾患等の患者支援
- ・安心できる医療提供体制の確保
- ・大規模災害時の医療・健康支援
- ・生活衛生施設及び食品取扱施設の監視指導事業
- ・動物愛護管理事業
- ・食肉衛生検査所におけると畜検査事業

▶関連計画

松本市健康づくり計画
松本市自殺予防対策推進計画

基本施策 2-3

地域医療・救急医療の充実

目標 (目指す姿)

必要な時に必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療・救急医療の充実を目指します。

現状と課題

- ・超高齢社会の進展により、在宅医療の需要が増えることが予想されます。今後、医療と介護の連携体制の構築と医療機関の機能分化と医療連携を図ることが必要です。
- ・松本市は、病院、診療所、医師などの医療資源に比較的恵まれており、地域において充実した医療が提供されています。一方、医療資源の少ない中山間地域等においては持続的な医療提供が必要です。
- ・必要な時に必要な医療を受けられるよう、在宅当番制や病院群輪番制等によって救急医療体制が確立されています。この体制を維持していくためには、医療従事者の負担軽減や一層の病診・病院連携が課題です。
- ・感染症の感染防止対策の視点も加えた、安心・安全な医療環境の整備が求められます。
特に、松本圏域唯一の感染症指定医療機関である市立病院では、安定した医療の提供を継続していく上で、施設の老朽化に加え、病室の個室化や感染患者と一般患者の動線が重なることなどが課題となっています。
- ・全国的に産婦人科・小児科医師が不足するなか、出産を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。この地域で安全・安心に出産・子育てができる体制を維持・継続することが課題です。

SDGs 関連するゴール ▶▶▶



重点戦略

ゼロカーボン

- ・医療機関における再生エネルギーの導入、省エネルギー化
- ・市立病院の建替えにおけるZEB化
- ・災害時・停電時でも活用できる電源・熱源の確保

DX

- ・医療機関間のデータ連携強化
- ・オンライン診療、処方
- ・情報発信の強化

▶ 用語

政策医療 政策医療とは、地域医療（へき地医療）、救急医療、周産期医療、小児医療、感染症医療など不採算及び特殊部門に関わる医療のことです。**地域医療** 地域医療とは、様々な使われる言葉ですが、本書では、「いつでも、だれでも、日常の生活において、必要などときに、必要な一定水準の医療サービスを受けることができる環境」という意味合いと、さらに「医療を通じて住民自治を推進し、よ

成果指標

指 標	現状値	目標値（R7）
松本医療圏の分娩医療機関	6	維持
松本医療圏の妊婦健診協力医療機関	15	維持

施策の方向性

・医療機関の連携

市立病院、市立診療所については、公立医療機関として果たすべき役割と機能が提供できるよう施設整備や施設管理を連携して行い、従事する医師や医療従事者の確保を図ります。また、高齢化社会に対応するため、地域の医療機関における連携を促進します。

・医療施設の整備

公立病院として政策医療^{*}を継続するため、老朽化している松本市立病院、四賀の里クリニック及び診療所について、安心かつ安全な医療が提供できるよう整備を進めます。

・地域医療^{*}体制の維持

持続可能な地域医療体制を維持するため、松本市医師会、松本市歯科医師会、松本薬剤師会等との連携を図るとともに、本市の地域医療について周知し、かかりつけ医等の必要性について啓発します。

・救急医療体制の維持

かかりつけ医の必要性について啓発を行い、症状に応じた適切な受診を促すことにより、救急医療機関（二次救急）の過度の負担軽減を図り、緊急時に安心して医療が受けられる体制を維持します。

・医療機関における感染対策の推進

感染防止対策を図るとともに、オンライン診療について課題を整理します。

・周産期医療^{*}の充実と維持

「松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業」を通じた周産期医療体制の取組みを市民に周知し、環境の充実に向けて松本医療圏全体で検討します。

主な事業

- ・地域医療（へき地医療）事業
- ・救急医療事業
- ・小児医療事業
- ・周産期医療事業
- ・感染症医療事業
- ・奈川診療所施設整備事業
- ・小児科・内科夜間急病センター事業
- ・病院群輪番制病院運営事業（二次救急医療）
- ・松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業
- ・新市立病院の建設

▶ 関連計画

※計画等はありません。

りよい地域社会を築いていこうという活動全般」という意味合いを含んでいます。**周産期医療** 周産期（妊娠期22週又は胎児の体重が1,000グラムに達した時から出生後1週間までとその前後の時期）の母子に対応するための産科と小児科を統合した医療のことです。

基本施策 2-4

個々に寄り添う障害者福祉の充実

目標 (目指す姿)

障害のある人となない人が、共に地域で充実した生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- ・身体障害者の数は減少傾向ですが、知的障害者と精神障害者の数は増加傾向です。
- ・全ての障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる、地域移行を進めるためには、住居の確保が必要です。身体障害者と知的障害者における住居の確保は進んでいますが、精神障害者における住居の確保には課題がある状況です。
- ・軽度の障害者に対する就労系福祉サービス[※]は増えてきていますが、強度行動障害者[※]、重症心身障害者[※]に対する訪問系福祉サービス[※]、日中活動系福祉サービス[※]の不足が課題です。特に、強度行動障害者については、松本市内において各種サービスや人材が整わないため、家族や市外の入所施設で介護を支えているのが現状です。
- ・障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の状況に応じて本人に見合った一般企業への就労移行が必要です。また、就労に伴う新しい生活スタイルへの変化に適応できない障害者のために、一般就労に移行・定着できる支援が必要です。

SDGs 関連するゴール ▶▶▶



重点戦略

ゼロカーボン

- ・各種施設における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化
- ・災害時・停電時でも活用できる電源・熱源の確保

DX

- ・手続きのオンライン化
- ・オンライン相談の充実
- ・デジタル技術を活用した社会参加

▶ 用語

就労系福祉サービス 障害の状況に応じて就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービスです。
強度行動障害者 直接的他害（噛みつき、頭つき、など）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持）、自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、通常の環境下では著しく対応の困難な状態が持続している方です。

成果指標

指 標	現状値	目標値（R7）
共同生活援助（グループホーム）利用者数（各年度の月平均利用者数）	227人/月	280人/月
行動援護利用者数（強度行動障害者の外出時の支援）	58人/月	70人/月
就労移行支援を受けた一般就労移行者数	14人/年	20人/年

施策の方向性

・地域移行の実現に向けた居住支援の充実

障害者が住む場所を選択できる機会が増えるように、グループホームの整備を進めるとともに、ひとり暮らし体験事業の拡充を進めます。

・重度障害者に対する支援の充実

障害者の個別ニーズとライフステージに応じた福祉サービスの充実を図る中で、特に強度行動障害者、重症心身障害者に対応する訪問系福祉サービス、日中活動系福祉サービス及び相談支援体制の充実によって、障害者の自立支援や障害者を介護する家族の負担軽減を図ります。

・自立するための就労支援

障害者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所など関係機関と連携し、障害者の一般企業への就労移行・定着を図ります。

主な事業

- ・自立支援給付事業
- ・地域生活支援事業
- ・地域生活支援拠点事業

▶ 関連計画

松本市障害者計画
松本市障害福祉計画

重症心身障害者 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した方です。

訪問系福祉サービス 自宅での介護、家事支援及び外出時の行動支援等を行うサービスです。

日中活動系福祉サービス 日中、施設や病院における身体的介護や機能訓練、作業療法等を通して自立に向けた訓練等を行うサービスです。

基本施策 2-5

生きがいある高齢者福祉の充実

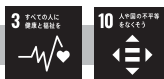
目標 (目指す姿)

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、生きがいを持ち、安心して自立した生活ができる社会を目指します。

現状と課題

- ・介護を必要とする後期高齢者や老々世帯、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、高齢者福祉や介護サービスに対する需要が増加し、多様化しています。
- ・高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って生活ができるように、福祉サービスの充実や地域づくりを進める必要があります。
- ・認知症の早期発見・対応には、認知症を正しく理解することが必要です。しかし、認知症への正しい理解が十分でないことから、早い段階での相談支援に繋がりにくい現状があります。
- ・認知症などにより判断能力が不十分となった方は、自身の権利を行使できない恐れがあるため、成年後見制度等を活用して、権利を守ることが必要です。

SDGs 関連するゴール ▶▶▶



重点戦略

ゼロカーボン

- ・公共交通、オンデマンド交通の充実、グリーンスローモビリティの活用
- ・各種施設における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化
- ・災害時・停電時でも活用できる電源・熱源の確保

DX

- ・手続きのオンライン化、オンライン相談の充実
- ・高齢者のデジタル技術利用の促進
- ・デジタル技術を活用した関係者の連携による地域包括ケア体制の強化、見守り

▶ 用語

チームオレンジ 認知症の人の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組みで、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるものです。

成果指標

指 標	現状値	目標値 (R7)
高齢者のうち、要介護認定(要介護1～5)を受けていない割合	87.1% (R3.3.31現在)	現状値より上回る。
介護保険制度に対して、満足していると思う利用者の割合	32.3%	40%
介護予防のための「いきいき100歳体操」サークル数	32	164
チームオレンジ®設置数	0	12

施策の方向性

・地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する2040年（令和22年）を見据え、高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるように、「医療・介護」と「生活支援・介護予防」の連携により、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

・生活を支える福祉施策

高齢者の生活を支えるための、松本市地域見守りネットワーク事業や在宅介護24時間あんしん支援事業など、様々な福祉施策を展開します。

・生きがいづくりの支援

人生100年時代を見据え、高齢者が地域の中でいつまでも生きがいを持って生活するために、外出支援や就労支援、一人一人が活躍できる場の確保などの施策を展開します。

・認知症施策の推進

認知症の人やその家族の視点に立ち、意見を踏まえて、チームオレンジの設置や成年後見制度利用促進事業など、地域で支えるための取組みを推進します。

主な事業

- ・一般介護予防事業
- ・地域包括ケアシステム推進事業
- ・松本市地域見守りネットワーク事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・訪問給食サービス事業
- ・在宅介護24時間あんしん支援事業
- ・高齢者緊急通報装置設置事業
- ・認知症施策の推進
- ・高齢者虐待防止推進事業
- ・成年後見制度利用促進事業

▶ 関連計画

松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

基本施策 2-6

暮らしを守る生活支援の充実

目標 (目指す姿)

様々な問題を抱える市民の生活への不安を解消し、地域で安定して自立した暮らしを続けることができる社会を目指します。

現状と課題

- ・近年の雇用形態の変化により、安定した生活基盤を築くことができず、将来の見通しが立たない生活困窮者が増加しています。
- ・生活困窮の要因が複雑化・多様化しており、社会保険制度や、生活保護制度だけでは、市民の安定した生活を支えきれなくなっています。生活困窮者が生活保護受給に至る前に、自立に向けた相談支援や、生活支援等を充実する必要があります。
- ・生活保護受給者の状況は、経済の低迷や疾病・障害により保護受給が長期化、固定化しており、就労指導による自立が困難な世帯が増加しています。
- ・生活保護受給者の約8割が何らかの疾病により医療機関を受診しています。また、一般世帯と比較して、適切な食事習慣や生活習慣が確立されていない傾向があります。

SDGs 関連するゴール ▶▶▶



重点戦略

ゼロカーボン

- ・フードドライブ等による食品ロス削減

DX

- ・デジタル技術を活用した支援間の連携強化
- ・オンライン相談の充実
- ・手続きのオンライン化

▶ 用語

まいさぼ松本 「松本市生活就労支援センター」の愛称。様々な問題を抱えて生活に困窮している人に対して、地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の相談支援を実施している相談機関のことです。 **その他世帯** 生活保護の世帯類型上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯・傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯のことです。

成果指標

指 標	現状値	目標値 (R7)
まいさぼ松本 [*] の就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	88%	90%
生活保護受給者のうち「母子世帯」の就労率	31.1%	40%
生活保護受給者のうち「その他世帯 [※] 」の就労率	40.0%	45%

施策の方向性

・生活困窮者自立支援の充実

誰もがセーフティネットに守られ、生活に困ったときに相談でき、その状況に応じて可能な限り自立し、困窮することなく安定した生活を送る支援体制の構築を図ります。

・包括的支援の推進

地域に潜在する生活困窮者に対し、民間の支援団体との連携に加え、地域の住民や自主組織などとの連携を深め、孤立しない地域づくりを進めます。

・就労支援の推進

生活保護世帯の就労による経済的自立を目指し、ハローワーク等と連携し、能力・意欲・条件等に見合った就労支援を行います。特に、母子世帯やその他世帯等、稼働能力がある受給者については、早期自立に向けた支援を行います。

・生活保護受給者の健康増進

生涯健康でいきいきと暮らすため、よりよい生活習慣と、病気の予防を心掛ける意識の醸成や環境づくりに取り組みます。

主な事業

- ・生活困窮者自立支援法関連事業
- ・生活保護関連事業

▶ 関連計画

※計画等はありません。